

# 報告

## 平成28年度北海道医療・福祉 関係職能団体等意見交換会

常任理事・医療関連事業部長 藤井 美穂

本交換会は、毎年、医療ならびに福祉関係に関わる職能団体の方々にそれぞれの立場から発言いただき、意見交換をすることを目的に開催し、平成28年度よりその名称を現在のものに改め、新たなスタートを切った。

平成28年度は第1回目を8月19日（金）、第2回目を2月2日（木）に開催したので、報告する。



第1回は30団体65名にご参集いただいた。

長瀬会長より「多くの医療・福祉関係職能団体が集まり互いに意見を出し合うことで、各職種が業務を行う上で不便と感じていることややりがいの共有が、多職種協働を推進するため非常に重要となってくる。本意見交換会を通じて各職種への認識を改め、問題点の解決に向けて議論を行う機会としたい」と挨拶があった。



その後、『北海道柔道整復師会・北海道鍼灸師会・北海道鍼灸柔整マッサージ師会』のグループの北海道鍼灸柔整マッサージ師会の水上会長より話題提供があった。

### ■話題提供

(1) 「はりきゅうマッサージの療養費の取り扱いについて」

北海道鍼灸柔整マッサージ師会：水上会長  
鍼灸師の立場が確立されたのは太平洋戦争終戦直

後まで遡る。当時、日本を統治していたGHQは日本の医療の完全な西洋化を目指し、鍼灸を消毒の概念の無い野蛮な治療で医療としての教育が不十分であるとし、昭和22年9月23日に厚生省医療制度審議会から「鍼灸禁止令」を発令した。これに対し石川日出鶴丸博士が科学的見地から鍼灸存続運動を展開するが、脳溢血で道半ばに倒れるも、同時期に、マッサーサーが尊敬するヘレン・ケラーより「東洋の伝統医療であり、日本の盲人にとって貴重な生業・自立の手段である鍼灸を米国人が理解できないからといってGHQの強権で禁止することは許されない」と厳しく論ずる手紙を送られたことが影響し、方針が180度転換した。同年12月20日に鍼灸師の身分法である「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」（法律第217号）が公布され、現在に至っている。

今、国では「あはき療養費検討専門委員会」において療養費支給対象の明確化に向けた個別事例の収集、受療委任制度等の検討が行われており、委員会での協議を基に、あん摩マッサージの支給対象の適応症となっている「筋麻痺・関節拘縮等」の「等」について、詳細なQ&Aが発出予定である。

なお、現在協会けんぽは受領委任払いを認めており、北海道後期高齢者医療広域連合は合意書として契約を結び事実上の受領委任払いとなっているが、企業の健康保険組合は償還払い回帰の傾向がある。一部のマッサージ師による不正行為の横行の影響が大きいですが、まじめに施術しているマッサージ師が締め付けにあっている現状である。



第2回は、27団体58名にご参集いただいた。

長瀬会長より「平成28年12月、北海道地域医療構想について知事へ答申した。各種医療・福祉計画の策定が始められる予定であり、職能団体が重要な役割を担っていく。特定の団体が旗振り役となるのではなく、手を携え協力し合う時代になるので、このような意見交換を行い他団体の活動内容について共通の認識を持つことが必要である」と挨拶があった。

その後、『北海道放射線技師会・北海道細胞検査士会・北海道臨床衛生検査技師会』のグループの北海道放射線技師会の坂東会長より話題提供があった。

### ■話題提供

「業務拡大と北海道放射線技師会の事業について」

北海道放射線技師会：坂東会長

平成24年の第186回通常国会で診療放射線技師法が改正され、造影剤の血管内投与や肛門へのカテーテルなど体内に物を入れる行為が、一部条件付きで



認められることとなった。改正に伴い診療放射線技師学校養成所指定規則も一部改正がなされ、学校の養成カリキュラムは全95単位となり、既取得者に対しても国から16時限の追加講習受講の通達があったことを受け、日本診療放射線技師会では全国統一講習会を開催し対応。北海道でも平成28年度に全道各地で11回以上の統一講習会を実施または予定している。



北海道放射線技師会は高い技術を持った人材育成を目的に、主要事業として「読影講座」と「放射線管理」を行っている。「読影講座」では放射線科の医師を講師に招いての症例検討、「放射線管理」では医療被ばくの管理を行っており、医療被ばくについて正確に説明できる放射線技師の育成が必要であることから、学術集会等を実施している。

また、全道各地に役員が赴き、札幌以外の他地域において2大事業に関する研修会を会員からの声を受け開催し、終了後の懇親会において、役員との距離感を身近に感じられるようにしている。



話題提供の後、各団体からは現状や問題点などについてさまざまな意見が出され、活発な意見交換が行われた。

平成29年度には、第1回目を『北海道臨床工学技士会・日本超音波検査学会北海道支部・北海道消化器内視鏡技師会』、第2回を『北海道精神保健福祉士協会・北海道医療ソーシャルワーカー協会・北海道臨床心理士会』のグループが担当で話題提供を行う予定である。



懇親会風景

## お知らせ 研修会等への託児サービス併設費用の助成について

当会では、育児中の女性医師などに対し、学習する機会を確保することにより、勤務継続や復職の支援を行うことを目的に、**全道規模の専門医会等**が主催・後援する会議や研修会などにおいて託児サービスを併設した場合の費用として2万円を上限に助成することといたしております。

つきましては、該当の会議、研修会等がございましたら、当会事業第三課までご連絡くださいますようお願いいたします。

### 助成基準

1. 対象 全道規模の専門医会等が主催・後援する会議、研修会、講演会など  
【助成内容】託児室利用料、保育料、交通費  
(遊具・おやつ・おむつ等購入代は対象外)
2. 期間 平成29年4月～平成30年3月実施分
3. 助成額 2万円を限度として実費を助成いたします。
4. 申請方法 領収書の写し等を添付の上、所定の用紙\*によりご申請ください。  
※下記連絡先までご請求願います。

《連絡先》 北海道医師会事業第三課  
〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目  
TEL 011-231-7300 (直通) FAX 011-231-7272 E-mail: josei-dr-shien@m.douji.jp